

令和 7 年 4 月 9 日
(2025 年)

各地区スポーツクラブ 21 代表者 様

西宮市文化スポーツ課長

スポーツクラブ 21 補助金（備品補助）の申請について（案内）

平素は、本市スポーツ行政にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、スポーツクラブ 21 補助金（備品補助）について、下記のとおりご案内いたします。申請をご希望される場合は、注意事項をご確認のうえ、7 月 9 日（水）までに書類をご提出ください。

記

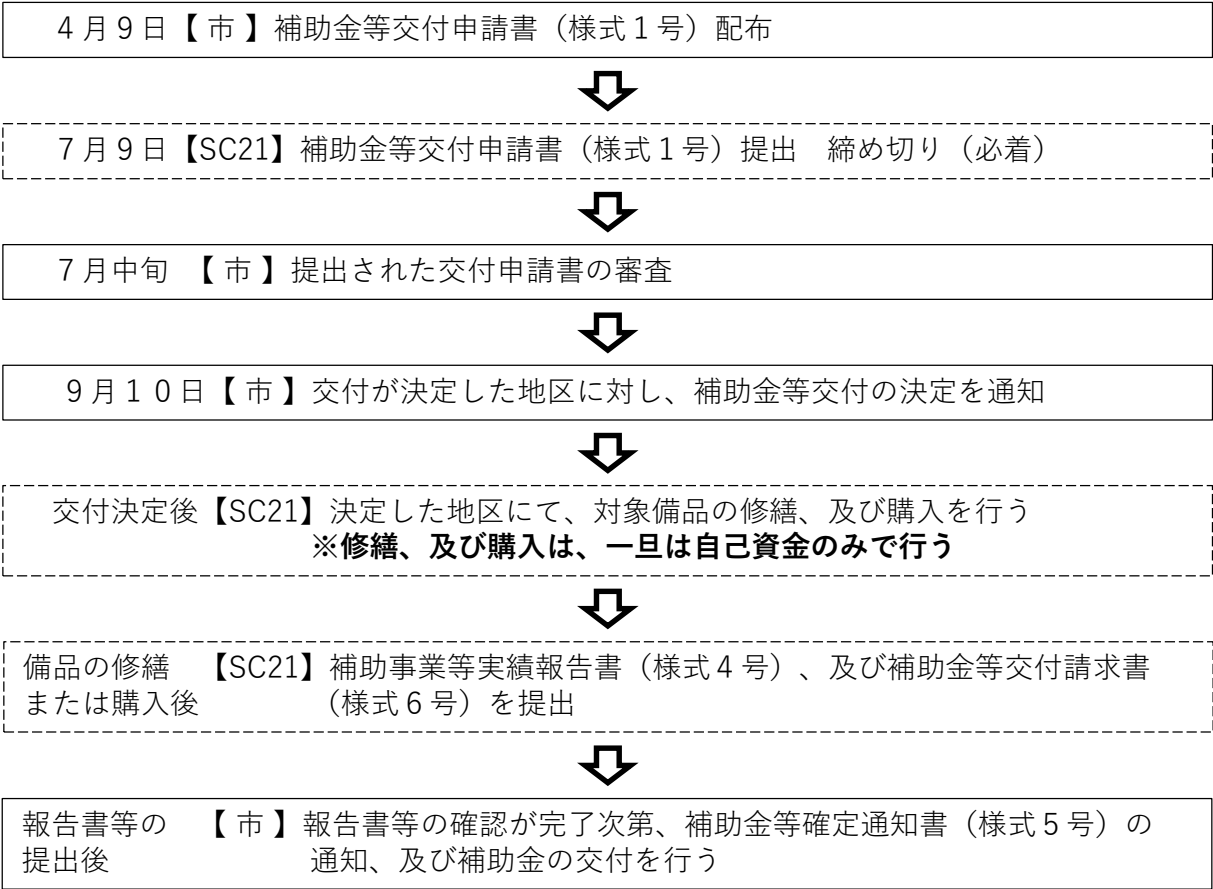
- 1 概要 スポーツクラブ 21 が学校体育施設開放事業で使用する備品等の修繕、及び購入にかかった 1 件税込み 5 万円以上の費用について、その 半額（上限：30 万円）までを補助する。
- 2 要件 以下の全ての要件を満たすこと。
 - （1）令和 7 年 11 月末までに、支払いを終える予定の備品等の修繕、及び購入であること。
 - （2）報告書を、令和 7 年 12 月 26 日（金）までに提出すること。
 - （3）備品の修繕、及び購入が学校教育に支障が無く、また学校長の了承を得ていること。
 - （4）補助を申請する備品等が、他の補助や助成等を受けていないこと。
- 3 対象備品 対象となる備品は以下のとおりとする。
 - （1）学校体育施設開放事業でスポーツクラブ 21 が主に利用する備品等であること。
※スポーツクラブ 21 がハイキングや餅つき大会等、学校体育施設開放事業以外の事業で利用する備品の申請は不可。
但し、コピー機や物置等、スポーツクラブ 21 に所属する各部が共通で使用する備品については申請可。
 - （2）使用可能年数が、概ね 5 年以上であること。
 - （3）交付対象の備品単独での利用が可能であり、かつ最小構成単位であること。また、付随する消耗品は備品の一部とはみなさない。
【事例】
 - （ア）単独で利用できるデジタルタイマーは、タイマー本体のみを補助対象とし、別売となるスタンドは対象外とする。
 - （イ）サッカーゴール等は 1 台ではなく 1 組（2 台）での購入を原則とする。
 - （ウ）備品に付随する消耗品（サッカーやバレーのネット等）は対象外とする。
 - （エ）1 点あたりが安価な消耗品を複数購入する申請は対象外。
 - （オ）ワイヤレス・アンプ（ポータブル・マイクシステム）については、マイクを含めて対象とする。
 - （4）例外として、SC21 の合同チームや将来的な統合の支援として、合同チームが所有・管理するユニフォーム、プラカードや団旗等についても補助対象とする。なお、合同チームへの交付は 1 回限り。また、購入金額が 5 万円に満たない場合でも、発生した費用の半額の千円未満を切り捨てた金額を補助する。

4 予算 1, 5 0 0, 0 0 0円

5 交付実績 過去に交付対象となった備品は、下記のとおり。

分類	備品名		
野球	ピッチングマシーン		
	移動式防球ネット／移動式ティーバッティングネット		
サッカー	サッカーゴール／フットサルゴール（スチール製／アルミ製）		
バレーボール	バレーボール支柱（カーボン製／スチール製／アルミ製）		
卓球	卓球台	卓球用ピッチングマシーン	
バスケットボール	バスケットボール用ファウル表示盤		
バドミントン	移動式バドミントン・ソフトバレーボール用支柱		
共用備品	デジタルコピー機／印刷機／インクジェットプリンター		
	イベント用テント	パソコン	冷蔵庫
	デジタルタイマー	放送音響セット	掃除機
	ホワイトボード	冷風機	体育館用暗幕／袖幕
	クラブハウス看板	書棚／ロッカー	
	物置（※大きさには条件があります。詳しくは当課まで）		
	合併チーム用ユニフォーム等（※1チームにつき1度だけ）		

6 申請の手続き方法
 今後の申請等の予定スケジュールは以下のとおり。



7 その他

- (1) 申請できる備品の件数は、各地区1件に限る。
- (2) 予算を超える申請があった場合、過去の交付実績等に基づいて、交付団体を決定する。
- (3) 補助事業等実績報告書（様式4号）や補助金等交付請求書（様式6号）の締め切りは、令和7年12月26日（金）とする。
- (4) 申請した備品の管理、修繕、処分については各スポーツクラブ21の責任で行う。
- (5) 申請の翌年度への繰越は行わない。
- (6) 補助金の交付決定後に修繕、及び購入の内容や費用について変更が生じた場合、修繕、及び購入前に、速やかに文化スポーツ課へ連絡すること。
- (7) 修繕や購入を検討している備品が本補助事業の対象になるかどうかなど、不明点等が生じた場合は、文化スポーツ課まで連絡すること。

以上

西宮市 文化スポーツ課

〒662-8567

西宮市六湛寺町10番3号 市役所8階

TEL：0798-35-3567

FAX：0798-35-4045

E-Mail：k_shatai@nishi.or.jp

記入見本

日付は記入しないで
ください

様式 1 号

令和 年 月 日

令和 7 年度 補助金等交付申請書

西宮市長 様

スポーツクラブ 21 の住所、クラブ
名、会長名、角印（丸印）をお願いし
ます。

所在地

団体名称

職名・代表者名

（印）

次のとおり補助金等の交付を受けたいので、補助金等の取り扱いに関する規則第 7 条の規定
により申請します。

1 補助金等の名称 スポーツクラブ 21 補助金（備品補助）

2 補助事業の目的 学校体育施設開放事業等において、スポーツクラブ 21 が
使用する備品等の修繕、または購入に

3 購入または修繕する備品の名称及び金額

名称

金額

円

修繕、または購入をする
備品等、及びその
税込み金額をご記入く
ださい。

スポーツクラブ 21 の担当者
をご記入ください。会長が兼
務してもかまいません。

申請額

金

円

交付申請額は修繕、
または購入をする金
額の半額となりま
す。
1000 円未満は切り
捨てですのでご注意
ください。

5 備品の管理責任者

②の見積書は必ず提出が必要で
す。
通販等、見積書が取れない場合
は購入金額が分かるページを印
刷して提出してください。
備品のカタログは②に該当しま
せん。

住所

氏名

連絡先

①備品のカタログ等その仕様を示すもの

②備品の見積書または修繕の見積書の写し

③その他市長が必要と認める書類

以上